

●香川県監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年8月3日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
文書館	平成30年4月10日
県税事務所	平成30年4月20日
総務学事課	平成30年5月29日
財産経営課	〃
職員課（健康管理室）	〃
営繕課	平成30年5月30日
税務課	〃
総務事務集中課	平成30年6月6日
人権・同和政策課	〃
国際課（パスポートセンター）	〃
人事・行革課	平成30年7月2日
秘書課	〃
広聴広報課（県民室）	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 超過勤務手当の支給について、支給が漏れているものがあつた。（財産経営課）

(イ) 県外旅費のうち鉄道賃について、特別な事情がないにもかかわらず、乗車区間が100km未満で指定席料金を支出していた。（税務課）

(ウ) 赴任旅費について、路程距離の計算を誤り、支給額が不足しているものがあつた。（総務事務集中課）

イ 契約について

清掃業務委託において、仕様書と予定価格積算内容が一致していなかつた。また、入札参加

業者から提出された入札金額の積算内訳書の確認が不十分であった。(文書館)

ウ 物品について

ETCカード使用管理簿について、高速道路等の利用に関する事務取扱要領に定められたとおりに記載をしていなかった。また、自主検査済の記載がなかった。(国際課)

(3) 検討指示事項

ア 契約について

海外との青少年交流事業実施に伴う国際線航空券手配等の旅行会社への委託について、必要経費の全額を支出し、参加者負担分は収入に計上するよう検討する必要がある。(国際課)